

船舶事故調査報告書

令和6年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年4月18日 08時30分ごろ
発生場所	愛媛県松山市釣島北西方沖 釣島灯台から真方位322° 330m付近 (概位 北緯33° 53.7' 東経132° 38.2')
事故の概要	プレジャーボート雄神丸は、岸に沿って緩やかに右転しながら航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年5月9日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 雄神丸、3.52トン
船舶番号、船舶所有者等	281-41780愛媛、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵、プロペラ及びシャフトに曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約1m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約254cm（松山）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、釣島南方沖の釣り場で釣りを行った後、同島北西方沖の釣り場に移動することとし、船長が操縦区画で立って操船に当たり、GPSプロッターを作動させ、約4ノットの対地速力で、手動操舵により釣島西方沖を岸に沿って北進していた。</p> <p>船長は、以前、友人から話を聞いて、釣島北西方沖に浅所（以下「本件浅所」という。）があることを知っていたが、本件浅所付近を緩やかに右転しながら航行を続けていたところ、本件浅所に乗り揚げた。（図1参照）</p>

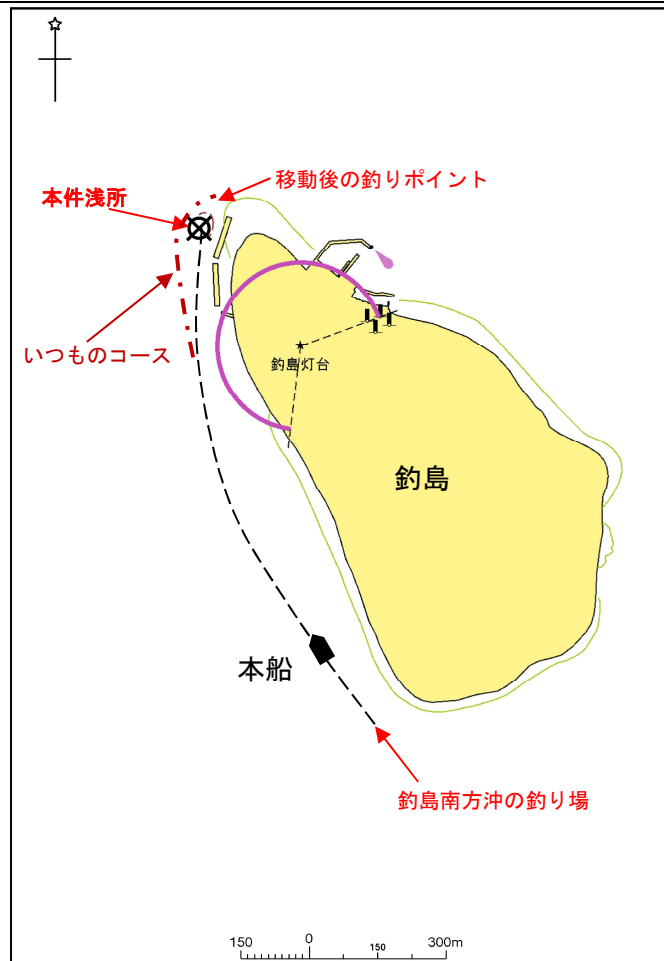


図1 事故発生経過概略図

船長は、同乗者のけがの有無及び本船の損傷状況を確認した後、118番通報を行った。

本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約1.5mであった。

船長は、本件浅所のおおよその位置を知っていたが、これまでに海図を見たことがなく、本件浅所の正確な位置等を知らなかった。

船長は、特段の根拠はないものの、本件浅所の水深が約2mあると思っていた。

海図W1124には、本件浅所が記載されている。

船長は、GPSプロッターの操作が不慣れで、縮尺を変えて本件浅所の位置を確認することがなかった。

本船の船長及び同乗者は、全員救命胴衣を着用していた。

分析

本船は、釣島西方沖を岸に沿って北進中、船長が、本件浅所があることを知っていたが、本件浅所の正確な位置を確認しないまま、緩やかに右転しながら航行を続けたことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。

船長は、本件浅所の水深を確認しないまま、本件浅所が約2mあると思い込み、本件浅所付近を航行したのと考えられる。

原因

本事故は、本船が、釣島西方沖を岸に沿って北進中、船長が、本件

	<p>浅所があることを知っていたが、本件浅所の正確な位置及び水深を確認しないまま、本件浅所付近を航行したため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、事前に海図等により浅所の正確な位置等を調査した上で、海面下の浅所等を避けて航行すること。・ 小型船舶の船長は、GPSプロッターの操作方法を取扱説明書等により習熟しておくことが望ましい。